

呉市教育委員会会議録
(令和3年5月25日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和3年5月25日定例会

- 1 開催日時 令和3年5月25日(火) 15:00開会
16:25閉会
- 2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子
委員 吉中由美子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 坂田恭一
教育部副部長 山本正美
教育部副部長 高橋伸治
教育部参事補兼呉高等学校事務長 岩田茂宏
教育総務課長 宇根徹
学校施設課長 森川英司
学校教育課長 安部ほづみ
学校安全課長 畠藤晃
文化振興課長 三浦美佐子
中央図書館長 井手口浩昌
学校施設課主幹 新谷剛弘
教育総務課課長補佐 瀧川孝徳
- 5 傍聴者 1人
- 6 日程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第11号 教育振興基本計画の策定について
 - (4) 教議第12号 令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
 - (5) 報告第10号 令和4年度使用教科用図書(中学校「社会(歴史的分野)」)の採択手続について
 - (6) 報告第11号 令和4年度使用教科用図書(中学校「社会(歴史的分野)」)採択のための調査・研究要項について
 - (7) 報告第12号 令和4年度使用教科用図書(小・中学校特別支援学級用)の採択手続について

- (8) 教議第13号 令和4年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- (9) 報告第13号 令和4年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- (10) 報告第14号 令和3年度学校別児童・生徒数等について
- (11) 報告第15号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- (12) 報告第16号 寄附受納について
- (13) 報告第17号 広島県に対する提案事項について
- (14) 教議第14号 呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、吉中委員・森尾委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

瀧川課長補佐 (令和3年4月21日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第13については、議会に係る案件のため非公開、日程第14については、人事案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第11号 教育振興基本計画の策定について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第11号「教育振興基本計画の策定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

宇 根 課 長 それでは、教議第11号「教育振興基本計画の策定について」を御説明いたします。

呉市教育委員会として、教育振興基本計画の策定に着手したいと考えております。

この計画策定に当たりまして、ここに掲げる策定方針により、進めて行くものといたします。

まず、策定方針1の教育基本法に規定する基本的な計画として策定するという点についてですが、資料2ページ中段の参考の部分を御覧ください。

教育基本法第17条第2項の規定により、「地方公共団体は、国の定める教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定めるよう努めなければならない。」とされております。

この度、策定しようとする計画が、正にこれに当たるものとなります。

続いて、資料1ページの策定方針2を御覧ください。

本市の各種計画の最上位計画であり、まちづくりの基本となる第5次呉市長期総合計画が、この3月に策定されました。

また、教育等の振興に関する総合的な施策の大綱である呉市教育大綱が、同じく

3月に、総合教育会議を経て定められました。教育大綱の内容は、長期総合計画のうち、子育て・教育分野及び文化・スポーツ・生涯学習分野を位置付けたものとなっております。

呉市教育振興基本計画は、これらの、第5次呉市長期総合計画と呉市教育大綱を基本理念として策定するものいたします。

次に、策定方針3を御覧ください。

本計画に包含する分野は、幼児教育、学校教育、これに呉高等学校教育を含みます。それから社会教育、文化財保護その他いたします。

次に、策定方針4として、分かりやすい評価指標を設定し、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルの確立に資するものいたします。

最後に、策定方針5として、令和4年3月策定完了を目途いたします。

資料2ページの2の今後のスケジュールを御覧ください。

まず、本年7月までに計画の骨子を作成いたします。その後、議会への行政報告やパブリックコメントの実施などを経て、来年3月までの完了を目指します。また、策定した計画を、市ホームページ等で公表いたします。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第11号「教育振興基本計画の策定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 以前策定した呉市教育大綱がありますが、それとは別に、国の定めた教育振興基本計画を参酌するというので、もう一度計画を策定し直すという意味ですか。

宇根課長 国の定めた教育振興基本計画と、呉市教育大綱に齟齬がないものと考えておりますので、呉市教育大綱に基づき、国の定めた教育振興基本計画を参酌して、少し詳細な計画を策定してまいりたいと思います。

佐々木委員 教育基本法に基づいて、アレンジしながらより良い形にしたものが呉市教育大綱だと思います。今回、もう一度教育基本法に基づく計画を策定する理由がよく分からないので教えてください。

教 育 長 今回の教育振興基本計画は、教育基本法に定められた努力義務として策定しなければならぬもので、呉市の場合は長期総合計画も大綱も策定しているため、この大綱等の基本理念を基に策定していきます。違いとしては、策定方針の4に分かりやすい指標を設定し、とあるように努力目標を事業別に細かく設定し、それをPDCAサイクルで検証しながら取り組んでいくというように、大綱等に比べてより具体的な数値目標が入ってくるのだと理解しておりますがいかがでしょうか。

宇根課長 教育大綱では流動的なことを示しておりますので、より具体的にPDCAサイクルを実施しながら策定してまいりたいと思います。

佐々木委員 分かりました。より良いものにしていただくようお願いいたします。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第12号 令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

教 育 長 それでは、日程第4の教議第12号「令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

安 部 課 長 それでは、教議第12号「令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を御説明いたします。

はじめに、資料にはございませんが、本年度の教科用図書の採択について、説明させていただきます。

本年度は、小学校用教科用図書、中学校用教科用図書のいずれにつきましても、新たに検定を合格した教科用図書がない場合は、原則、令和2年度と同一の教科用図書を採択することとなりますが、中学校の社会（歴史的分野）については、自由社の「新しい歴史教科書」が新たに発行されることになりました。よって、呉市の生徒に最適な教科用図書を使用させるという観点から、適正、公正な調査・研究を行い、採択替えを行うか否かの判断をするため、中学校の社会（歴史的分野）のみ、採択を行う必要があると考えております。また、例年どおり、小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書及び呉高等学校で使用する教科用図書の採択を行うこととしています。

それでは、資料3ページを御覧ください。

本基本方針は、広島県教育委員会が定めた「令和4年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」に準じております。

1の採択基本方針(1)の採択の基本のアを御覧ください。中学校用教科用図書、社会（歴史的分野）について、(ア)から(オ)の五つの観点に基づいて調査・研究を行います。

続いて、イを御覧ください。特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、(ア)から(エ)の四つの観点に基づいて調査・研究を行います。

(2)の適正かつ公正な採択の確保を御覧ください。

適正かつ公正な採択に向けて、教科用図書発行者等との関係には十分に留意してまいります。

続いて、資料4ページ(3)の開かれた採択の推進を御覧ください。

採択の結果及び理由について、採択後、呉市のホームページ上で公表してまいります。また、イに掲げる事項について公開する資料を準備してまいります。

次に、2の方法、組織及び手続の(1)にありますとおり、小学校用教科用図書につきましては、原則、令和2年度と同一の教科用図書を採択することとしております。

(2)の中学校用教科用図書につきましては、アにありますとおり、原則、令和2年度と同一の教科用図書を採択することとしておりますが、先ほども御説明しましたように、社会（歴史的分野）については、イにありますとおり、採択を行う考えです。その際、(ア)(イ)を踏まえて実施いたします。なお、(ウ)は社会（歴史的分野）

の採択に係る選定委員会、調査・研究委員会について定めたものです。

資料5ページを御覧ください。(3)は、特別支援学級で使用する教科用図書の採択方法等について定めたものです。

令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択につきましては、今後、呉市教科用図書の採択に関する規程及びこの基本方針に基づきまして、適正かつ公正に実施してまいります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の教議第12号「令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 社会（歴史的分野）だけ、本年度も採択を行うということですが、昨年度、十分調査・研究していただいたものを、教育委員会会議で検討した上で採択したものと考えております。再申請の制度があるとはいえ、中途での採択というのは教育現場でも混乱を招きかねないと心配するところでもあります。そこで質問なのですが、今年度採択の追加検討について、どうしてもやらなければいけないのでしょうか。

安部課長 教科用図書の採択につきましては、事務局としては、これまでも国の通知や広島県の基本方針に基づいて実施してきておりますし、これからもその考えは変わらないと思います。しかし、国の検定を合格した教科用図書があるということを考えますと、呉市の生徒に最適な教科用図書を使用させるという観点から、適正、公正な調査・研究を行い、その上で採択替えを行うかどうかの判断をしていただくのが良いのではないかと考えております。

佐々木委員 より最適な教科用図書を探していこうということですね。理解しました。

小谷委員 確かに、昨年度よく検討して採択しましたけれども、新たに国の検定を合格した教科用図書があるならば、十分に調査・研究して採択替えするかどうかについて検討すべきだと考えますが、皆さんはいかがお考えですか。

森尾委員 今までそうだったと思いますが、呉市教育委員会としては、呉市の児童生徒にとって最適な教科用図書を選ぶというのが責務の一つであると考えておりますので、採択事務を行うべきだと考えます。

吉中委員 一つお聞きしたいのですが、今回新たに発行される教科用図書があるということですが、過去にこういった事例はありましたでしょうか。

教 育 長 平成13年か14年に教科用図書の新しい制度ができて、こういった形で審議するようになりました。それ以降、こういった事例はなかったと思います。

安部課長 私たちも経験したことがありません。他市町でも対応に悩んでいるようですが、採択事務を行った方が良いと考えているところが多いようです。

小谷委員 そういうことであれば、新たに発行されることになった自由社の教科用図書も、例年と同じプロセスを経て調査・研究をして審議するべきではないかと思います。

佐々木委員 前回不合格とした教科用図書を、再申請により何が適当とされて、今回合格とされたのか、国からの明示はあったのでしょうか。

安部課長 教科書検定の調査審議会の議事録等を読んでみますと、当初指摘を受けたが、それを少しずつ修正して、最終的には全て修正したことによって合格に至ったということが読み取れました。

佐々木委員 国からの指摘を全て修正した上での再申請によって合格に至ったということで

すね。そういうことであれば、やはり調査・研究をした上で、呉市の生徒にとってどの教科用図書が最適かを検討することは、呉市教育委員会としての責務であると考えます。よってこの基本方針でよいと思います。

吉中委員 呉市の生徒にとって、最適な教科用図書を検討することは大事だと思いますので、この方針で進めていただけてよいと思います。

教育長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。
(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第10号 令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）の採択手続について

教育長 次に、日程第5の報告第10号「令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安部課長 それでは、報告第10号「令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）の採択手続について」を御報告いたします。

資料7ページの1の採択の方針を御覧ください。

中学校社会（歴史的分野）教科用図書の採択の手続につきましては、採択に関する規程及び基本方針に基づいて進めてまいります。

2の採択の手順を御覧ください。

手順については、資料8ページの教科用図書採択の手順及びこの後報告させていただく資料9ページ、10ページにあります、令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）採択のための調査・研究要項によるものとしています。

資料8ページを御覧ください。

図で示しております①から⑥の手順に従い進めてまいります。調査・研究委員会における綿密な調査・研究及び選定委員会での審議を経て、教育委員会会議にお諮りすることとなります。

資料7ページの3の日程を御覧ください。

今後の作業等の流れは、選定委員会と調査・研究委員会を開催し、作業を進めてまいります。そして、8月中に、選定委員会委員長から教育長に、審議した結果に理由を付して報告いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになってまいります。

また、表の下に記述しております、教科用図書の法定展示を御覧ください。

このように、広く市民に閲覧してもらえるように法定展示を行います。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、期間、日時及び場所を変更する可能性があります。

今後とも、適正かつ公正な採択が行われるよう進めてまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第5の報告第10号「令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第11号 令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）採択のための調査・研究要項について

教 育 長 　次に、日程第6の報告第11号「令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）採択のための調査・研究要項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 　それでは、報告第11号「令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）採択のための調査・研究要項について」を御報告いたします。

資料9ページを御覧ください。

この要項は、呉市教科用図書の採択に関する規程及び採択の基本方針に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定めるものでございます。

1の調査・研究の観点を御覧ください。

調査・研究の観点につきましては、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点に沿ったものとしております。

続いて、2の呉市教科用図書選定委員会を御覧ください。

(1)の構成及び運営につきまして、構成メンバーは、アにございますように、呉市立中学校長会長、保護者代表及び学識経験者、呉市立中学校教育研究会に属する各教科及び道徳の部会を代表する校長、そして、呉市立中学校教育研究会社会部会に属する校長でございます。

ウにありますとおり、委員会は、原則2回開催いたします。

(2)の任務につきましては、アにございますように、選定委員会は、調査・研究委員会に調査・研究を依頼し、資料10ページのイにありますとおり、調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について審議し、その結果としての総合所見を作成し、教育長に報告いたします。

次に、3の調査・研究委員会を御覧ください。

(1)の構成及び運営について、アに示している校長、教頭、主幹教諭及び教諭の中から調査・研究委員を委嘱いたします。

イにありますように調査・研究委員会は、原則3回開催いたします。

(2)の任務につきましては、調査・研究委員会は、選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成いたします。

4の報告書及び総合所見の様式については、今後別に定める予定でございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から報告第11号「令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）採択のための調査・研究要項について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 従前の進め方と変わりはないのですよね。
安部課長 調査・研究委員会については、社会（歴史的分野）のみの設置となりますが、従前のやり方と変わりはありません。
教育長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)
教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第12号 令和4年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について

教育長 次に、日程第7の報告第12号「令和4年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
畠藤課長 それでは、報告第12号「令和4年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」を御報告いたします。
資料11ページを御覧ください。
小・中学校特別支援学級用の教科用図書につきましては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、改正学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の中から採択することとなっているため、特別支援学級用の教科用図書の採択は、毎年度実施することとなっております。
まず、1の採択の方針についてでございますが、これは呉市教科用図書の採択に関する規程及び先ほど決定されました、令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針についてによることとしております。
2の採択の手順につきましては、資料12ページに概要を図示してございます。
特別支援学級で使用する教科用図書の選定につきましては、ほかの小・中学校の教科用図書の選定方法と違って、各学校が教科書選定会議を設置して、児童生徒の障害状態及び発達段階に適合した教科用図書を選定することとしております。
採択の手順は、各小・中学校が教科書選定会議で教科用図書を選定し、選定理由書を教育委員会へ提出します。
その後、提出された選定理由書を教育委員会事務局において検討します。
次に、資料11ページの3の日程を御覧ください。
本日の教育委員会会議において、採択の手続について報告した後、特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知いたします。
その後、選定作業を進めてまいりまして、教育委員会会議において、採択について御審議いただくという流れになっております。
説明は、以上でございます。
教育長 ただ今、事務局から日程第7の報告第12号「令和4年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
(なしの声)
教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第13号 令和4年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針に

ついて

教 育 長 次に、日程第8の教議第13号「令和4年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 それでは、教議第13号「令和4年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を御説明いたします。

資料13ページを御覧ください。

この基本方針は、呉市教科用図書の採択に関する規程に基づいて、呉高等学校で使用する教科用図書の採択について定めるものです。

1の採択基本方針を御覧ください。

(1)の採択の基本にありますように、教科用図書は、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、関係法令に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された目標や内容等にとり、呉高等学校の生徒に最も適正な教科用図書を採択するものです。

その際、呉高等学校が選定を行い報告された教科用図書について、適正と認めたものを、教育委員会会議で採択することとなっております。

(2)の適正かつ公正な採択の確保及び(3)の開かれた採択の推進につきましては、先ほど決定されました、小・中学校の採択に係る基本方針と同様でございます。

2の選定上の留意事項を御覧ください。

呉高等学校において、選定する際に選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定すること、学校の実態や教育目標等を考慮し、教育課程に最も適した教科用図書を選定すること、保護者の経済的負担に配慮することに留意してまいります。

本年度の採択についても、適正かつ公正に実施してまいります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第8の教議第13号「令和4年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

報告第13号 令和4年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

教 育 長 次に、日程第9の報告第13号「令和4年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 それでは、報告第13号「令和4年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を御報告いたします。

資料15ページを御覧ください。

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の高等学校用教科書目録に登載されている教科用図書から採択しなければならないため、毎年度、実施することとなっております。

1の採択の方針を御覧ください。

採択は、呉市教科用図書の採択に関する規程及び先ほど決定されました基本方針に基づいて行います。

2の採択の手順についてでございますが、まず資料16ページを御覧ください。

採択は、呉高等学校についてもこれまで説明しましたとおり①から⑥の手順に従って行います。

資料17ページを御覧ください。

選定委員会及び調査・研究委員会の構成等については、呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領の2の選定委員会、3の調査・研究委員会で示してありますように選定委員を呉高等学校の校長、教頭、地域代表、学識経験者等、調査・研究委員を呉高等学校の教員とし、それぞれの委員会を構成することとしております。

資料15ページの3の日程を御覧ください。

今後、選定委員会と調査・研究委員会を開催し、作業を進めてまいります。

そして、選定委員会委員長である呉高等学校長から教育長に、審議した結果に理由を付して報告いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第9の報告第13号「令和4年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第14号 令和3年度学校別児童・生徒数等について

教 育 長 次に、日程第10の報告第14号「令和3年度学校別児童・生徒数等について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 それでは、報告第14号「令和3年度学校別児童・生徒数等について」を御報告いたします。

資料19ページを御覧ください。

令和3年5月1日現在の呉市立小・中学校の児童・生徒数及び各学校の学級数が確定しました。

まず、児童・生徒数について御説明します。

最も下の段の小学校の合計欄を御覧ください。

真ん中やや右、小学校児童総数が9,801名で、前年度に比べ324名減少しております。

続いて、資料20ページ最も下の段にある中学校の合計欄を御覧ください。

小学校と同様に、真ん中やや右、中学校生徒総数は、4,865名で、前年度に比べ70名減少しております。

小学校、中学校ともに減少傾向が続いております。

続いて、資料19ページにお戻りください。

特別支援学級に在籍している児童・生徒数については、先ほど御覧いただいた児童総数の左隣が特別支援学級に在籍する児童数の合計値です。小学校は336名で、前年度と比べ16名増加しています。

続いて、資料20ページの生徒総数左隣の小計欄を御覧ください。

中学校は126名で、前年度に比べ19名増加しています。

次に、学級数についてです。資料19ページにお戻りください。

右側にあります編制学級数の表の中に網掛けがしてあり、0.5という数字が入っている学校がございます。

32番の蒲刈小学校の欄を見ていただきますと、通常学級の3、4年生にそれぞれ0.5の数字が入っておりますが、これは3、4年生が複式学級であることを意味し、3、4年生で1学級とカウントすることとなっております。現在、市内小・中学校で複式学級のある学校は、この蒲刈小学校と豊小学校のみとなっております。

それでは、今年度の小・中学校の学級数について御説明します。

小学校の学級編制の基準については、1年生、2年生は35人、3年生から6年生につきましては40人でございます。また、中学校の学級編制の基準については、40人でございます。

なお、小学2年生につきましては、法律では、昨年度までは40人でしたが、広島県は2年生でも35人学級でという方針で、基準が既に35人でした。この度、令和3年4月に法律が改正され、国の方でも2年生の基準が、35人に引き下げられております。来年度、令和4年度は3年生において35人、令和5年度は4年生において35人、令和6年度は5年生において35人、令和7年度は6年生において35人というように、計画的に引き下げられます。

それでは、資料19ページの右下を御覧ください。

小学校における学級数については、一番下の右から三つ目の欄が通常学級数で352学級です。その右隣が特別支援学級数で86学級、合計で438学級となります。前年度に比べ、通常学級数が8学級減少し、特別支援学級が3学級増加しております。全体では、5学級減少したことになります。

続いて、資料20ページの右下を御覧ください。

中学校における学級数については、一番下の右から三つ目の欄が通常学級数で163学級です。その右隣が特別支援学級数で50学級、合計で213学級となります。前年度に比べ、通常学級数が4学級減少し、特別支援学級が6学級増加しております。全体では、2学級増加したことになります。

5月1日の児童・生徒数により、学級数は確定し、その学級数により教員定数が決定いたしました。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第10の報告第14号「令和3年度学校別児童・生徒数等について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森尾委員 呉市外の中学校に進学する方が多いように思うのですが、その点について何か良い対策はあるのでしょうか。

安部課長 近年で言いますと、平均して全体の4.3%程度の方が呉市外に進学しております。呉市としては小中一貫教育を更に充実させること、また中高一貫教育校の設置を要望することで、いろいろなニーズに応えられる教育を推進していくことを検討しております。

森尾委員 更に魅力を高めていただき、なるべく呉市内の中学校へ進学していただけるような対策をしていただきますようお願いいたします。

教育長 呉市外への進学が加速しているという実態はないように考えております。以前は全体の6%程度いた呉市外への進学者も4%程度になってきております。呉市外へ進学ということではなく、呉市内の私立中学校へ進学する方もおられ、その分呉市立中学校の進学者が少なくなっている状況もあります。今後、更に魅力ある学校づくりに努めていかなければならないと考えておりますので、事務局の方によろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに御発言はありますか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第15号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教育長 次に、日程第11の報告第15号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

畠藤課長 それでは、報告第15号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を御報告いたします。

資料21ページを御覧ください。

本件は、既に報道されております呉市立学校における、新型コロナウイルス感染症患者の発生による学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。

(1)の呉市立学校を御覧ください。

5月2日に生徒等1名の陽性が確認されました。生徒等とは、市立学校には、児童及び生徒が在籍していることから、生徒等と表しております。

5月3日から5月5日までを臨時休業とし、5月5日に学校施設の消毒を実施しました。

なお、当該患者の保護者の希望により、報道等への学校名等の公表を控えております。

続いて、(2)の呉市立中学校を御覧ください。

5月7日に教職員1名の陽性が確認されました。

当該教職員に関わる感染可能期間は、5月4日以降であり、感染可能期間に当該教職員は勤務していないため、学校又は学級単位でのPCR検査は実施せず、臨時休業及び学校施設の消毒も実施しておりません。

当該校の校名公表につきましては、学校での感染拡大ではないため、学校名を公

表しても調査の精度，効率を上げることにならないこと，また臨時休業を実施しないことから，施設の管理，防疫上の必要がないため，公表しておりません。

(3)の呉市立中学校の生徒1名，(5)の呉市立小学校児童1名，(6)の呉市立学校教職員1名についても，同じ理由で公表しておりません。

また，(7)の呉市立学校教職員1名については，当該教職員の濃厚接触者・接触者が学校関係者にいなかったことから，PCR検査，臨時休業及び学校施設の消毒を実施していないため，公表しておりません。

続いて，(4)の昭和北中学校を御覧ください。

5月9日に生徒1名の陽性が確認されました。

5月10日から5月12日までを臨時休業とし，学校施設の消毒は，5月12日に実施しました。

次に，2の学校の対応を御覧ください。

従前に引き続き，学校においては，国の衛生管理マニュアルに基づく感染防止策の継続を徹底しております。

また，誹謗・中傷・差別をしないよう児童生徒に指導，保護者への呼び掛けをす一方，児童生徒の心のケア，学習の支援をしていきます。

次に資料22-2ページ，3の緊急事態宣言発令による学校対応を御覧ください。

(1)の緊急事態宣言期間中の授業実施についてですが，呉市立小・中学校では，これまでどおり実施しております。呉高等学校については，1年生は，分散登校及びオンライン授業を5月24日から実施しております。2，3年生は，これまでどおりの授業を実施しております。

(2)の部活動についてですが，令和3年5月16日から令和3年6月1日までの間は休止することとしております。ただし，校長の認める必要最小限の活動については，実施できることとしております。

また，日曜日及び土曜日などの学校の休業日においても，1日の活動時間は2時間以内とし，他校との練習試合及び合同練習は行わないこととしております。

(3)の寄宿舎における感染症対策についてですが，寄宿舎から自宅への帰省は，原則として行わせないこととしております。

(4)の体育大会及び運動会についてですが，人との接触を減らす観点から，無観客での実施としております。また，感染状況によっては，延期等の判断も行うこととしております。

説明は，以上でございます。

教 育 長 ただ今，事務局から日程第11の報告第15号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが，これについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで，それでは，本件についてはこの程度とします。

報告第16号 寄附受納について

教 育 長 次に，日程第12の報告第16号「寄附受納について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

- 井手口館長 それでは、報告第16号「寄附受納について」を御報告いたします。
資料の23ページを御覧ください。
呉ライオンズクラブから、結成65周年記念事業の一環として、103万4千円相当の図書返却ポストの寄附申込みがあり、これを受納することとしました。
これは、市民が本を返却するときの利便性の向上に役立ててほしいとの思いから、中央図書館と広図書館に1台ずつ寄附をいただいたものです。
返却ポストは、5月19日に設置されました。
寄附された返却ポストは、現在あるものに比べ一回り大きなサイズとなっており、ラッピングデザインは、呉ライオンズクラブ会長福島正彦氏がされました。九つの山や青い空が広がる呉市らしい自然を背景に、呉氏が本を読んでいるデザインの返却ポストでございます。市民の方に親しまれ、御活用いただければと願っております。
説明は、以上でございます。
- 教 育 長 ただ今、事務局から日程第12の報告第16号「寄附受納について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
(なしの声)
- 教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第17号 広島県に対する提案事項について

- 教 育 長 次に、日程第13の報告第17号「広島県に対する提案事項について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 安 部 課 長 それでは、報告第17号「広島県に対する提案事項について」を御説明いたします。
まず、併設型中高一貫教育校の設置について御説明いたします。
資料25ページを御覧ください。
平成29年度から5年目となりますが、令和4年度予算について、広島県に対し、広島県立呉三津田高等学校に併設型中高一貫教育校を設置することを提案いたします。
上段にあります現状及び課題のとおり、呉市では、3月に第5次呉市長期総合計画を策定し、呉市教育大綱を改定しました。これらを受け、学校教育においては、「未来を創る人材の育成」を目指し、教育を進めております。
少子高齢化が進む中、呉市では、若年層の定着を目指したまちづくりに取り組んでいるところですが、小学校卒業時に一部の児童が、市外の中学校等へ進学する状況もあり、多様なニーズに対応した教育が必要であると捉えております。
中段辺りの取組状況等にあります図を御覧ください。
呉市は、先ほど説明した「未来を創る人材の育成」の下、小中一貫教育と幼児教育、高等学校教育等のつながりを今まで以上に大切にしたい教育を進めております。それぞれの地域の実態に応じた取組を進めていくとともに、一番下のその他にお示ししておりますような、呉地区公立学校校長会連合会による研修会の実施等、市全体としての取組も継続してまいります。

続いて、資料26ページを御覧ください。

提案の内容についてです。呉三津田高等学校は、広島県教育委員会から指定を受け、総合的な学習の時間のパイロット校として実績を上げ、カリキュラム開発を行う県内のリーディング校であり、進学実績においても、難関国立大学・私立大学への高い合格率を誇る進学校であります。

このような立派な実績を持つ高等学校に中等部を併設し、中高一貫教育校とすることで、全県から生徒が集まり、呉の教育のレベルアップが図られるとともに、呉市内の保護者や子供の選択肢も増えると考えます。このように、多様な人材の確保と輩出は、呉の活力や魅力の向上につながると考え、中高一貫教育校の設置を提案するものであります。

併設型中高一貫教育校の設置の説明は以上でございます。

続いて、学校教職員の定数確保に向けた取組の推進について御説明いたします。資料27ページを御覧ください。

令和元年度から3年目となりますが、令和4年度予算について、広島県に対し、学校教職員の確実な定数配置を早急に進めることを提案いたします。

上段にあります現状及び課題のとおり、広島県においては、広島県教育委員会が策定した、広島県公立小・中・義務教育学校定数配当基準により、定数に見合う県費負担教職員が各学校に配置されることとなっています。

しかし、実際に配置される正規採用教職員の数は、毎年、定数を下回っています。その欠員を臨時的任用教職員で補充しなければならない状況があり、この臨時的任用教職員の数は、近年、減少傾向にあるものの、同じく臨時的任用教職員を必要とする産休代員、育休代員等が増加傾向にあることから、依然として厳しい状況です。

この欠員の確保については、任命権者である広島県教育委員会ではなく、呉市教育委員会が行っている現状があります。

また、臨時的任用教職員が多く任用されていることが、会計年度任用職員の候補者の減少にも影響しており、中学校で授業を行う会計年度任用職員を確保することができないまま新年度をスタートすることがあるなど、学校運営に支障を来しているケースがございます。

ページ下段の取組状況等にございますとおり、昨年度は、5月1日時点で、定数内の臨時的任用教職員を65人、県費負担会計年度任用職員を168人確保したところでございます。

呉市教育委員会としても、市の広報紙市政だよりやハローワークでの求人、関係機関等との連携を重ね、人材の確保に鋭意努めておりますが、その対応に苦慮しているのが実情でございます。

資料28ページの提案の内容を御覧ください。

このような状況から、児童生徒に対する教育の提供を安定的に確保し、児童生徒、保護者等が不安を持つことがないように、正規採用教職員の確実な定数配置を早急に進めることを、広島県に提案するものであります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第13の報告第17号「広島県に対する提案事項について」の説明がりましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

- 吉中委員 広島県からの定数確保がなかなかできていないということですが、何が原因なのでしょう。また、その原因に対する広島県からの回答や取組はありますか。
- 安部課長 5月1日時点での児童・生徒数で教職員の定数が決まるという中で、余裕を持って定数を配置するのは難しく、欠員の確保については、呉市教育委員会で臨時的に対応しているという現状があります。広島県としても、適正な定数配置を行いたいとの回答をいただいておりますが、なかなか人材がないこともあり、厳しい状況が続いております。
- 吉中委員 保護者の立場からすれば、教職員が確保できている状態が当たり前という考えの方が多くおられます。理由はどうであっても本来は不足することがあってはならないと思います。今後も定数確保に向けた取組をしていただきたいと思います。
- 教育長 呉市としても毎年定数確保について要望しておりますが、広島県からは同じ回答しかいただけません。例えば、5月1日時点で、子供が40人なのか41人なのかで学級数が一つ変わってきます。そういった場合において、2学級分の教職員を確保できないというのが広島県の回答です。また、採用の段階で、苦勞する状況もあるようです。しかし、呉市としてそれでは大変困りますので、今後も強く要望していききたいと思います。
- 佐々木委員 中高一貫教育校に関して、以前から話題にはなっておりますが具体的なことは聞けていないように思います。例えば、受検や定員数がどういった形になるのかといった具体的なことまでを含めた提案なのか、とりあえず設置を認めてもらうための提案なのか教えてください。
- 安部課長 併設型の中高一貫教育校を設置してほしいということで要望をしております。まだ設置することが決まっていない段階なので、受検の在り方など具体的なことは考えられておりません。
- 高橋副部長 中高一貫教育校に関しては、県立の学校になりますので、受検のことや定員数などについては、呉市として要望することはできますが、基本的には広島県教育委員会が決定します。
- 佐々木委員 ある程度具体的なことを含めて要望した方が良いと思うのですが、設置してほしいという程度の要望でよいのでしょうか。
- 高橋副部長 まずは設置をしてもらいたいという思いです。そして、設置をすることになれば具体的なことについて、広島県教育委員会と連携していきたいと思います。
- 佐々木委員 設置ということになった場合には、呉市の要望が聞いてもらえるように要望していただくようお願いいたします。
- 教育長 資料26ページの提案内容を御覧ください。
文章の下から5行目以降に呉市としての考えを記載しております。また、中高一貫教育校を設置することが決定した場合、具体的なことについては、呉市の要望を聞いた上で、広島県が決めていくということで御理解いただきたいと思います。
- 佐々木委員 分かりました。地元生徒の定員枠等について、設置が決定した後でも要望できるということですね。
- 吉中委員 中高一貫教育については、保護者の期待も大きいと聞いております。もし実際に設置されることになれば、呉市内の保護者や子供の選択の幅が広がりますし、勉強への取組や将来への考え方も変わってくると思います。具体的な設置の時期が分か

れば、早めに情報提供をお願いします。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより秘密会の議題に入ります。

(16:23)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(16:25)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 吉 中 由美子)

(委 員 森 尾 敬 介)

(令和3年5月25日定例会)